

令和6年度  
建設業退職金共済制度加入促進強化月間実施要綱

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部

1 趣 旨

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づき創設された建設業に係る退職金制度であり、建設現場で働く労働者の福祉の増進と建設業の振興に寄与することを目的とするものです。

本制度には現在約17万の建設事業主、約213万人の労働者が加入していますが、上記の目的の達成のためには、できるだけ多くの事業主に本制度への加入を働きかけていくことが必要です。

また、本制度の被共済者である労働者の方々に共済手帳が確実に交付され、就労日数に応じた確実な掛金充当が行われる制度の履行確保を徹底することが不可欠です。

本強化月間は、関係諸機関、諸団体のご協力の下、下記の加入促進、履行確保活動を重点的に実施することにより、本制度のより一層の充実を図ることを趣旨とするものです。

2 実 施 期 間      自 令和6年10月 1日

至 令和6年10月31日

3 後 援      厚生労働省      国土交通省

4 協 賛 団 体

建設技能人材機構	日本建設業連合会
建設産業専門団体連合会	日本建設軸体工事業団体連合会
建築開口部協会	日本建築板金協会
住宅生産団体連合会	日本左官業組合連合会
消防施設工事協会	日本サッシ協会
全国庄接業協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会
全国圧入協会	日本シャッター・ドア協会
全国解体工事業団体連合会	日本造園組合連合会
全国管工事業協同組合連合会	日本造園建設業協会
全国基礎工事業団体連合会	日本タイル煉瓦工業協会
全国クレーン建設業協会	日本電設工業協会
全国建設業協会	日本道路建設業協会
及び各都道府県建設業協会	日本塗装工業連合会
全国建設業協同組合連合会	日本鳶工業連合会
全国建設産業協会	日本保温保冷工業協会
全国建設産業団体連合会	フレストレスト・コンクリート建設業協会
全国建設室内工事業協会	フレストレスト・コンクリート工事業協会
全国建設労働組合総連合	プレハブ建築協会
全国コンクリート圧送事業団体連合会	(五十音順)
全国さく井協会	
全国タイル業協会	

日本建設イギリア事業協同組合連合会  
日本建設業経営協会

## 5 協力依頼機関・団体

### (1) 行政機関

都道府県労働局・地方整備局・労働基準監督署・公共職業安定所・都道府県・市区町村（順不同）

### (2) 金融関係団体

(一社)全国銀行協会・(一社)全国地方銀行協会・(一社)第二地方銀行協会・㈱商工組合中央金庫・信金中央金庫・全国信用協同組合連合会・労働金庫連合会（順不同）

## 6 実施事項

### (1) 加入促進及び履行確保の推進

- ① 建設業退職金共済制度の加入促進を図るため、厚生労働省及び国土交通省の支援を得て、主な建設業団体を対象に「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催します。
- ② 元請事業主を訪問または文書による要請により、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進を依頼します。あわせて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨を行います。
- ③ 公共発注機関・旧公団等に対し、工事に参加する未加入事業主への加入指導及び電子申請方式の普及推進を要請します。
- ④ 民間発注者団体に対し、本制度のPR及び普及を図り、未加入事業所に対する加入勧奨が図られるよう依頼します。
- ⑤ 工事現場等で本制度への認識を高めるため、ポスター、パンフレット等を備付・配付します。
- ⑥ 関係官公庁、建設業団体が開催する各種会議において、制度説明の機会を捉え、加入勧奨を行うとともに、電子申請方式の導入を依頼します。
- ⑦ 現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所への「建退共現場標識」（シール）の掲示を要請します。
- ⑧ 共済契約者に対し、対象労働者のすべてに対する共済手帳の交付及び適切な掛金の充当を要請するとともに、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及徹底を図ります。なお、履行が不十分な共済契約者に対し、前述の適正な履行の確保を要請します。
- ⑨ 元請事業主と下請事業主との就労実績報告を円滑に行えるよう電子申請方式の導入に関するPR及び普及促進を図ります。
- ⑩ 説明会等を通じ、電子申請方式の導入及び積極的な利用の推進を図ります。

### (2) 表彰の実施

本制度の普及徹底、加入促進、履行確保及び電子申請方式の普及について、特に貢献のあった事業主団体、事業所を表彰します。

### (3) 広報活動

- ① 地方公共団体・建設業関係団体等の発行する広報紙（誌）において、本制度に関する広報を強化します。
- ② ポスター、パンフレットの作成・配布、ホームページやマスメディアの活用等により、積極的な広報活動を行います。

建設業のみなさんへ

# 建退共 たいきょう けんとう



従業員をまもる。  
会社を強くする。

加入企業数 約17万4千所

加入従業員数 約212万人

運用資産額 約1兆800億円

※令和6年3月現在

建設現場で働く労働者のための国の退職金制度です。

掛金は損金扱い!  
新規加入で一部免除

電子申請方式なら  
手続きもカンタン!

一人親方も  
加入できる!

詳しい情報はこちら!

Q 建退共

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>



# 建退共

KENTAI KYO

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6731-2866



# 建設共制度の6つの特長

国の制度で  
安全確保

掛金が  
一部免除

転職時は企業間を  
通算して計算

経営事項審査で  
加点

掛金は  
損金扱い

電子申請方式で  
手続き簡単

建設共制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により、国が作った退職金制度です。事業主の方が、現場で働く労働者の働いた日数に応じて、掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

Q

契約できる  
事業主は？



A

建設業を営む方ならOK!

建設業を営む方なら総合、専門、職別あるいは元請、下請の別に問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているといないにもかかわらず契約できます。

Q

一人親方は  
加入できる？



A

任意組合で加入できます。

一人親方（一人親方とともに働く技術習得中の方も含みます）が集まって任意組合を作り、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われる労働者とみなすことにより、制度を適用することとしております。

Q

電子申請方式  
とは？



A

インターネットを利用して  
掛金を電子的に納付する方式です。

電子申請方式では、共済証紙に代わる「退職金ポイント」を電子申請専用サイトで事前に購入し、就労日数を登録することで、個々の被共済者に掛金を充当できます。また、共済手帳の新規申し込み等の手続きもオンラインで行うことができます。

建設共制度